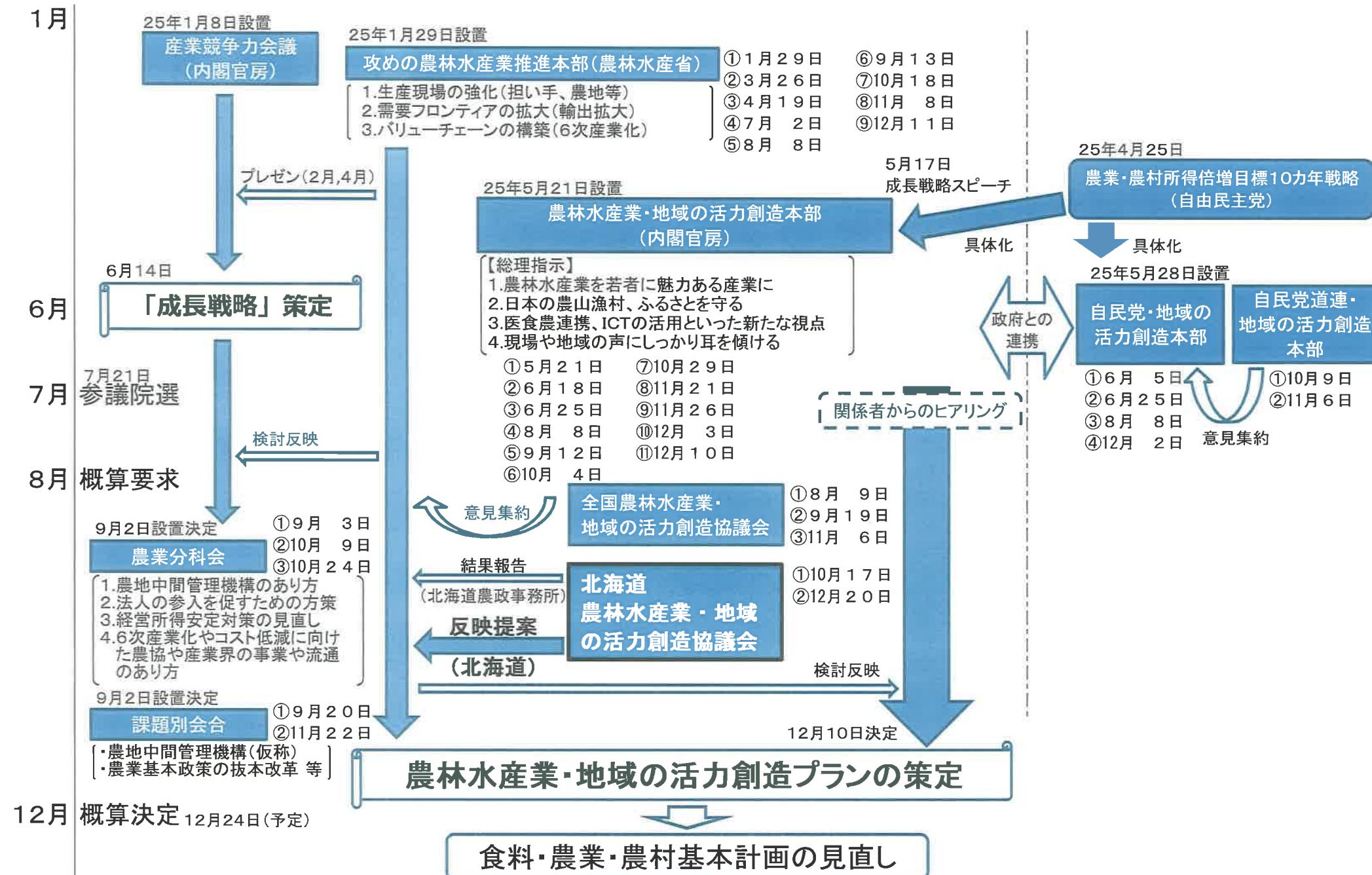


農林水産業政策の検討の流れ



北海道農林水産業・地域の活力創造協議会（第1回）における団体発言要旨と北海道の提案書への反映状況

1 北海道農林水産業・地域の活力創造協議会（第1回）における団体発言要旨

団体名	発言要旨
北海道農業協同組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府与党は所得倍増、輸出、6次産業化を掲げているが、農業者自らによる生産力品質向上の取組への支援が前提と考える。 ○ 多面的機能の直接支払制度は、国土保全、水資源の涵養や集落維持など、今までになかった制度。是非、導入していただきたい。 ○ 農地中間管理機構の仕組みは、賃貸中心の支援。北海道でウエイトが高い売買の際の土地改良にも支援するよう要請したところ。 ○ 輸出は否定しないが、輸入農産物の国内産への置き換え対策が必要。国内での消費を拡大し、余剰を輸出という形もあり。
北海道農業会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国に対して、農地の所有権移転による担い手への面的集積の促進を要望。農地中間管理機構の仕組みをはじめ国の施策は貸借中心。 ○ 経営所得安定対策について、認定農業者を基礎として施策対象の重点化を図ることを要望。 ○ 農業生産法人の設立を支援する事業の創設も要望。国は10年後に法人数を5万とする目標を掲げているが、施策は変わっていない。 ○ 国の施策は全国一律であり、北海道に合わないものもある。
北海道土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国に対して、ほ場の大区画化、排水対策、水利施設の保全の計画的な推進に向けた当初予算の確保と通年施工への支援のほか、地図情報が一層活用できるような支援策の充実について要望。
北海道農業公社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社は農地保有合理化事業を推進。農地中間管理機構の仕組みについては、所有権移転の機能を残してほしいと要請。 ○ 北海道では、担い手への農地集積が相当進んでいるが、分散錯綜の問題があり、農地集積の質的な向上を図っていくことが課題。 ○ 農地中間管理機構が市町村や農業委員会と連携する経費への支援についても国に要望したところ。
北海道漁業協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ この2年は、汚染水による風評被害の払拭を重点事項として要請。韓国も、北海道は外れているが、輸入規制を実施しており、今後、スケトウダラの輸出が止まることが懸念。道、道議会とともに、緊急要請を行う。 ○ 海域ごとに課題が異なる。海獣の問題も全国的ではなく、青森と北海道が中心。 ○ 魚価低迷、燃油高騰の中、担い手確保対策の観点から漁船など生産設備への支援についても国へ要請。
北海林業協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林整備加速化・林業再生基金について、24年度補正で積み増しされているが、復興予算の流用の問題で返還が求められている。基金事業の施策効果は非常に高いので継続をお願いしたい。 ○ 25年度限りとなっている木材利用ポイント事業の継続も要請。 ○ 森林整備・保全に向けた基盤整備の予算の確保も必要。「地球温暖化対策のための税」の使途に基盤整備も入れていただきたい。 ○ 現在、丸太、チップ、パルプは関税なしで、合板は10%であるが、これ以上下げると本道林業は衰退する。関税維持を要望。

団体名	発言要旨
森林総合研究所 森林農地整備 センタ一 札幌水源林 整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源林造成事業は、昭和36年から実施しており、47万ha造成。うち北海道は2万8千ha。森林造成は二酸化炭素吸収対策も含まれている。また、漁業、農業とも密接に関連。林業は最上流に位置する。一次産業を安定的に営める環境を守るために事業を推進したい。 ○ また、木質バイオマスは環境保全にも貢献するもので、加えて未利用材の利用促進に期待。
北海道立 総合研究機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新品種の開発や普及に対する支援の強化を訴えてきており、行政から国に提案、実現に至った。 ○ 道総研は平成22年4月に22の研究機関を統合して設立。現在、平成27年度からの第2期中期計画の策定に向け、食関連産業の振興、再生可能エネルギー等の安定供給システムの構築、安全で持続可能な地域の構築など、分野横断的な戦略研究の柱を内部で検討。 ○ 道農政部が国に要請した「地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組を先導する組織づくりへの支援」については、概算要求に反映されなかつたが、支援を強めていただきたい。
北海道 食産業振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年の輸出額を1兆円とする国の目標達成に貢献したいが、相手国との価格差や輸入規制など障壁がたくさん存在。 ○ 短期間で輸出拡大を実現するためには、国が輸出環境を整備するほか、地域や民間の活力を活かす支援が必要。具体的には、相手国のニーズの把握や商品開発への支援、相手国の輸入制限の解除に向けた検疫議定書の早期締結など。 ○ 海外と継続的な取引関係を構築するためには、テスト販売、商談、ビジネス習慣の把握や情報発信を行う常設拠点の設置が必要。 ○ イスラム圏への輸出は、市場拡大が見込まれ食品メーカーの関心も高くなっているが、ハラル認証や市場に関する情報が不足し、取組に遅れ。このため、ハラル認証取得に向けた「ハラルフード研究会」を立ち上げ。本格的な輸出のためには、継続的な支援が必要。
日本貿易 振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ ジェトロ本部に農林水産物・食品輸出促進本部を設置。海外事務所は73あり各種レポートもあるので、必要な情報を提供したい。 ○ 国内商社と連携しながら、間接輸出から始めることでも、政府目標の1兆円に向けての動きとなる。
北海道 食品産業協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官の連携の強化、及び試験研究機関の充実が必要。温暖化や冷害などに対応した農産物の新品種開発が必要。 ○ 海獣の被害については、どう解決していくか。北海道だけではどうにもならず、ロシアなどと連携していくことが必要。 ○ 冬季間の物流の安定化に向け、JR貨物が通る在来線の確保や道道・国道の除雪及び雪害対策の強化が必要。
日本政策金融 公庫札幌支店	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手の農地取得に係るL資金の充実（無利子化枠の増額要望）が必要。離農が進み、農地移動も増える。1系統の機械化体系の稻作家族経営では20haが上限。それ以上の規模拡大となると機械所有・必要労働力を増やさざるを得ず、採算が悪化。大規模経営に対応して法人支援も大切だが、地域の農地を引き受ける家族経営の農地取得に係る負担軽減が重要。 ○ 地域の6次産業化への支援については、平成18-19年で32社98億円を融資。2年後に付加価値額が66億円増加しており、6次産業化は確実に高付加価値化に結びついている。 ○ 国の6次産業化・地産地消法の対象事業は、新商品と新たな販売方式のみとなっており、これまでやっていた手作業による加工を機械化するといった技術革新は支援対象となっていないが実はニーズが大きい。これをフォローするなど、現場の実態を踏まえ、思い切った支援をしていくことが重要。

2 北海道の提案書等における団体発言要旨の反映状況

◆農業に関する団体発言の反映状況

要請日	平成25年11月22日（金）
要請者	道議会農政委員会（藤沢委員長、佐藤副委員長）、道農政部（竹林農政部長ほか）
要請先	道選出等国会議員、農林水産省
要請内容	「平成26年度 国の農業政策に関する提案書 ～農林水産業・地域の活力創造プランの策定に向けた提案～」（資料1－3）

◆水産業・林業に関する団体発言の反映状況

要請日	平成25年11月19日（火）
要請者	道議会水産林務委員会（池本委員長、北原副委員長）、道水産林務部（沓澤水産林務部長ほか）
要請先	道選出等国会議員、農林水産省
要請内容	「平成26年度 国の施策及び予算等に関する提案・要望（水産・林業関係）」（資料1－4）

◆物流安定化に関する団体発言の反映状況

要請日	平成25年11月25日（月）
要請者	道総合政策部（石橋交通企画監ほか）
要請先	JR北海道
要請内容	「鉄道輸送における安全対策の徹底について（要請）」（資料1－5）

平成 26 年度 国の農業政策に関する 提 案 書

～農林水産業・地域の活力創造プランの策定に向けた提案～

平成 25 年 11 月
北 海 道

北海道の農業・農村は、豊かな自然と広大な土地資源を活かし、生産性の高い專業的な経営を主体に、我が国における食料の安定供給や国土・環境の保全などの面で重要な役割を果たすとともに、地域の経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行など多くの問題に直面する中、本道農業・農村がこうした役割をより一層担っていくためには、将来にわたって持続的に発展していくことが何よりも重要であります。

このため、道では、平成23年3月に「第4期北海道農業・農村振興推進計画」を策定し、消費者から信頼される力強い本道農業・農村の実現と我が国の食料自給率の向上に向けた、様々な取組を進めているところです。

こうした中、現在、国においては、農業・農村の持続的な発展に向け、「攻めの農林水産業」などの施策の検討を行っており、11月末を目途に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめるとしていますが、平成26年度に実施される事業をはじめ、このプランが、本道農業・農村の持つ潜在力がフルに發揮され、食料自給力の向上と食の総合産業の形成に結びつくものとなるよう、次の提案事項について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

平成25年11月

北海道

提 案 書 目 次

1 TPPなど国際貿易交渉への確固たる対応	1
2 基本価値（生産力）の強化 ～日本の食を支える持続的な農業の実現～	2
(1) 担い手農家の経営の安定化	2
(2) 次代を担う新規就農者の育成・確保	4
(3) 多様な地域の力も活用した地域営農システムの整備	5
(4) 意欲ある担い手への農地の集積	6
(5) 土地基盤整備の計画的・効率的な推進	6
3 付加価値（競争力）の創出 ～農業の付加価値向上と関連産業の発展による所得と雇用の創出～	7
(1) 6次産業化の推進と食の総合産業化	7
(2) 農畜産物等の輸出拡大	7
(3) 革新的な新技術の開発・普及の推進	8
4 多面的価値（地域力）の発揮 ～農業の多面的機能の発揮や農村集落の活性化～	9
(1) 日本型直接支払制度の創設及び関連施策の推進	9
(2) 農村コミュニティ機能の維持・強化	10
(3) 再生可能エネルギーの導入促進	10
5 本道農業・農村の持続的発展に向けた施策の総合的な推進	11
(1) 食の安全・安心の確保	11
(2) 食料の安定供給の推進	12
(3) 輪作体系を基本とする持続的な畑作の振興	13
(4) 安定的な生産・出荷などによる園芸作物の振興	14
(5) 自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産の振興	15
(6) 担い手の育成・確保の推進	16
(7) 耕作放棄地対策の推進	16

[重点要望事項]

1 TPPなど国際貿易交渉への確固たる対応

- 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念として、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること
- TPP協定など包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等のいわゆる重要5品目とともに、小豆、いんげん、軽種馬など、本道の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること
- TPP協定について、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、地方の農業者、商工業者、消費者など国民各層の意見をしつかり聞いた上で、国民的議論を行うこと
- 本道農業・農村の持続的な発展に支障が生じると見込まれる場合には、交渉からの脱退も辞さないものとし、万全の対応を行うこと

[重点要望事項]

2 基本価値（生産力）の強化 ～日本の食を支える持続的な農業の実現～

（1）担い手農家の経営の安定化

◆ 米政策の見直し

- 米政策にかかる制度の見直しに当たっては、道内の主業的な農業者が将来にわたり、安心して米の生産や農業経営が行える仕組みとなるよう、生産者はもとより、集荷業者、団体など関係者の意見を十分に聞くこと
 - 新たな需給調整の制度導入に当たっては、国が需給見通しを立てるなど一定の関与のもと、関係者が一体となった実効性のある仕組みを構築すること
 - 水田のフル活用が実現できるよう、水田活用の直接支払交付金については、加工用米、飼料用米の助成単価の増額、バイオエタノール用米の支援対象への追加、政府備蓄米の落札実績に応じた産地資金の支援の継続などの充実を図ること
 - 米の販売価格が低下した場合に、担い手の経営への影響を緩和し、安定化が図られるよう、万全なセーフティネットを構築すること
- #### ◆ 平成26年産米生産数量目標の配分
- 26年産米生産数量目標の都道府県配分に当たっては、需給調整に取り組んできた道内の担い手に大きな影響がないよう、需給動向を適切に反映して設定すること
- #### ◆ 土地利用型作物を対象とした経営所得安定対策の見直し
- 新たな経営所得安定対策については、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょなどの土地利用型作物を対象として、担い手の生産費が販売価格を恒常に超える場合は補てんを行うなど、担い手の経営安定が図られる仕組みとすること
 - 支援対象は、認定農業者など意欲を持って生産性向上に努力する担い手に重点化すること

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）については、現行の「数量払」を基本として、小麦のパン・中華めん用品種に対する品質加算の継続、てん菜の基準糖度（17.1度）について近年の低糖度の状況を踏まえた交付単価の見直し、そばについて未検査品の除外など支援の充実・見直しを図ること
 - 営農継続支払は、当年産の作付面積に対して支払う仕組みに見直して継続すること
 - 地域の実情に応じた作物の生産振興と輪作体系の維持の観点から、水田及び畠地について、現行の產地資金のような地域の裁量が發揮できる支援策の拡充を図ること
 - 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、災害等による収量減に加え、販売価格が低下した場合に、担い手の経営安定が図られるよう、将来的には収入保険を導入することを念頭に、当面は米価変動補填交付金を統合し、これに農業共済を合わせて万全なセーフティネットを構築すること
 - 制度の実施に当たっては、農政事務所と道、地域農業再生協議会、農協等との連携体制を維持するとともに、市町村や農協等の活動経費への支援を拡充すること
 - 法制化により安定的な制度運営を図ること
 - 実施に当たっては、現場で混乱が生じないよう、見直しの詳細について現場へ早期に情報提供を行うとともに、適切な経過措置を設けること
- ◆ 酪農・畜産経営安定対策の推進
- 酪農における経営安定対策については、加工原料乳生産者補給金制度を基本に、取引乳価が生産費を下回っているチーズ向け生乳に対する支援や取引価格の低下に対する補てんなど万全の対策を講ずること
 - 加工原料乳生産者補給金については、配合飼料価格の高騰等による生産コストの上昇などの状況を踏まえ、加工原料乳地帯の生乳再生産を確保するとともに、酪農経営の安定が図られ、生産意欲や生産基盤が維持されるよう、単価及び限度数量を適切に設定すること
 - 環境負荷軽減に取り組む持続的な酪農経営への支援や牛乳乳製品の需要拡大対策を推進すること
 - 指定食肉の安定価格については、牛肉及び豚肉の再生産を確保するとともに、生産者の経営安定が図られるよう、適切に設定すること

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛の保証基準価格等を適切に設定するとともに、肉用牛繁殖経営支援対策事業の継続的な実施と必要な予算を確保すること
- 子牛価格の上昇や配合飼料価格の高騰等に対応し、肉用牛肥育経営の安定を図るため、新マルキン事業の継続的な実施と必要な予算を確保すること
- 肉用牛の生産意欲を維持し、国産牛肉の安定供給を図るため、「肉用牛売却所得の課税特例措置」について、適用期限を延長すること
- 養豚の経営安定を図るため、枝肉価格の低迷や配合飼料価格の高騰など生産コストの上昇に対応する経営安定対策について、必要な予算を確保すること
- 配合飼料価格安定制度については、配合飼料価格の変動や高止まりに対応し、酪農・畜産経営の安定が万全に図られる仕組みに見直すこと

(2) 次代を担う新規就農者の育成・確保

◆ 新規参入者に対する初期投資の負担軽減対策の充実

- 農場リース事業（強い農業づくり交付金、農畜産業機械等リース支援事業）について、
 - ・ 畜産経営だけでなく、耕種部門の新規就農者にも対象を拡大すること
 - ・ 地域の平均経営規模以上としている規模要件の弾力化を図ること
 - ・ 研修施設等で実習を行っている就農希望者が計画どおり就農できるよう安定的な予算を確保すること
- 青年就農給付金の経営開始型の所得制限（250万円未満）については、農地等に係る借入金の元本償還分を控除するよう見直すこと
- 就農支援資金を見直して新たに創設する青年等就農資金については、施設の耐用年数を考慮し、償還期限（12年以内）を延長すること
- 就農支援資金について、一時償還の回収等に係る負担軽減を図るため、債権回収会社（サービサー）制度の特定金銭債権に加えること

◆ 後継者対策の充実・強化

- 青年就農給付金について、経営継承の実態に即した要件の見直し等を行うこと
 - ・ 「研修終了後1年以内に独立・自営就農しなかった場合」とされている準備型の返還要件について、「親元へ就農した場合」も返還を要しない場合として追加すること
 - ・ 独立・自営就農の要件として「農地の所有権又は親族以外からの賃借が主であること」とされているが、「親族からの賃借」が主である場合についても認めること
 - ・ 親の経営に従事した場合において、農の雇用事業と同様の考え方で実践的な経営力や技術力の習得を支援する新たな給付型を創設すること

(3) 多様な地域の力も活用した地域営農システムの整備

◆ コントラクターなど農作業支援組織の育成

- 農業者以外によるコントラクターについても、「人・農地プラン」に位置付けられた場合は経営体育成支援事業の助成対象とするなど、地域の担い手を支えるコントラクター事業への民間企業の参入を支援すること
- 農作業受託組織におけるオペレーターの育成に対する支援を講ずること
- 酪農ヘルパー制度の円滑な運営に向け、酪農ヘルパーの要員養成や傷病時利用を支援する酪農経営安定化支援ヘルパー事業を継続するとともに、本年度で終了する酪農ヘルパー事業円滑化対策事業に代わる新たな酪農ヘルパー組合への支援を講ずること
- TMRセンターやコントラクターなどの飼料生産支援組織に対する機械・施設整備等への支援を充実すること

◆ 地域の農業を担う複数戸法人の設立に向けた出資金積立に対する税制特例の創設

- 農業経営基盤強化準備金の対象として、「複数戸法人の設立時の出資金への充当」を追加すること

(4) 意欲ある担い手への農地の集積

◆ 担い手への農地の面的集積を促進する農地中間管理機構の制度設計

- 農地中間管理機構が行う、農地の賃借や管理、基盤整備、事業の委託など事業推進に係る経費について、国が財政措置を講じ、都道府県に新たな負担を生じないようにすること
- 機構が行う基盤整備については、離農跡地等における農業施設用地と借受農地の一体的な利用が可能となるよう、不要な家屋や施設の撤去、農地復元を支援対象とすること
- 制度の円滑な導入のため、都道府県における認可基準等や機構における事業規程（引受農地や引受期限、賃貸借料の設定、貸付先の決定、返却などのルール）などについて、国が具体的なガイドラインを定めること
- 市町村や農業委員会、農協等の関係機関・団体に対して制度の詳細かつ丁寧な説明を行うこと

◆ 売買主体の本道の実態を踏まえた農地集積対策の推進

- 機構集積協力金や規模拡大交付金の対象を、「賃借」等だけではなく、「売買」による集積へも拡大すること

(5) 土地基盤整備の計画的・効率的な推進

◆ 区画整理や排水対策等を計画的に推進するため、当初予算を基本とする予算総額の確保

- 本道農業が持続的に発展し、食料自給率向上に最大限貢献していくためには、区画整理や排水対策等の計画的な推進が重要であることから、当初予算を基本とする必要な予算総額を確保すること

◆ 大区画化等の整備を加速的に進めるための通年施工に対する支援

- 施工期間が短い本道において、大区画化等の農地整備を効率的に進めるため、施工条件の良い夏期を含めて実施できるよう、通年施工に対する支援制度を創設すること

[重点要望事項]

3 付加価値（競争力）の創出 ～農業の付加価値向上と関連産業の発展による所得と雇用の創出～

（1）6次産業化の推進と食の総合産業化

◆ 地域における6次産業化の推進に向けた支援施策の充実

- 農協や農業生産法人等が地域における6次産業化を推進していくため、必要な人材を育成する取組への支援や関連事業者の誘致活動に必要な経費を助成すること
- 農業者や農協と連携して6次産業化の取組を行う加工業者等が実施する機械・施設等の整備への補助制度を創設すること
- 6次産業化を含めた食クラスター活動の展開等のため、関係機関のネットワーク構築に必要な予算を十分かつ継続的に確保すること
- 農林漁業成長産業化ファンドの出資要件や審査を弾力化すること
- 都道府県がサポートセンターを運営するための交付金について、十分かつ継続的な予算を確保すること

（2）農畜産物等の輸出拡大

◆ 農畜産物の輸出促進に向けた環境の整備

- 道産農畜産物の輸出拡大に向けて北海道フード特区機構が関係機関等と連携して行う小口輸送や鮮度保持技術の導入などの取組に対する支援を強化すること
- H A C C P 基準への対応や牛肉の輸出促進等を図るため、産地食肉センターなどの施設の整備等に対して支援すること
- 検疫上の理由により輸入規制を行っている国との規制緩和に向けた国家交渉を推進すること
- ホームページなどを活用した国や品目ごとに必要となる書類・証明書の種類や取得・作成方法などの最新情報を提供すること
- 個別産地がリレーしながら切れ目のない農産物の供給を行えるよう国による常設販売拠点「日本食のアンテナショップ」の開設など通年の販売体制を確保すること

(3) 革新的な新技術の開発・普及の推進

◆ 攻めの農業を推進する研究開発に対する支援の強化

- 6次産業化の取組や農産物の輸出の拡大に向け、多収・高品質・加工適性に優れた品種の開発研究を安定的に継続できるよう、研究期間の長い品種開発の特性を踏まえた競争的資金制度の充実と予算の拡充を図ること
- 薬用作物などの新規作物の導入が円滑に進むよう農業機械の汎用利用や品種選定を目的とした産地における実証試験等を支援すること

◆ 農業の未来を拓くICT化の推進

- 農作業の効率化・省力化を進めるための作業履歴や気象情報等を集積し分析するシステム、農業機械の自動走行・精密作業のためのシステムなどの技術開発を促進すること
- ロボットトラクターなどの農業機械を実用化するため、作業精度・安全性・信頼性の保証に向けた基準を整備すること
- GPS・GIS等先端技術を活用した地域農業システムの構築に向け、地域の合意形成や研修、基地局などの施設整備、農業者が導入する機器・システムなどを対象とした総合的な支援事業を創設すること
- 「次世代施設園芸導入加速化支援事業」については、地域のエネルギーとして天然ガスを認めるなど、地域の実情に合った活用しやすい仕組みとすること

◆ 農業・農村を支える協同農業普及事業の拡充・強化

- 国と都道府県の協同による事業として位置付けられている協同農業普及事業の円滑な実施に向け、先端技術の普及や6次産業化など新たな課題に対する普及指導員の育成など交付金の対象を拡大するとともに、予算の拡充を図ること

[重点要望事項]

4 多面的価値（地域力）の発揮 ～農業の多面的機能の発揮や農村集落の活性化～

(1) 日本型直接支払制度の創設及び関連施策の推進

◆ 日本型直接支払制度の創設及び関連施策の推進

- 現在、検討が進められている日本型直接支払制度の創設に当たっては、支払対象農地には、水田・畑地・草地のほか、食料生産や農業・農村の多面的機能の維持にも寄与している採草放牧地を含めること
- 支払対象の共同活動には、市町村が多面的機能の維持の観点から必要と認める活動を含めること
また、多くの地域で定着している農地・水保全管理支払交付金の取組が継続的に実施されるよう十分に配慮すること
- 交付単価については、大規模で専業的な経営体が担う本道農業が、将来にわたり持続的に発展し、多面的機能を安定的・継続的に発揮することができるよう、適切に設定すること
- 中山間地域等直接支払交付金や環境保全型農業直接支援対策を含め、農業・農村の多面的機能に着目した支払制度として法制化し、継続的・安定的に実施するとともに、新たな地方負担が生じないようにすること
- 環境保全型農業直接支援対策については、作物ごとに窒素の総量を制限した減化学肥料・減化学合成農薬栽培の取組も対象とするなど制度の拡充を図ること

(2) 農村コミュニティ機能の維持・強化

- ◆ 教育旅行やグリーン・ツーリズムなど、都市と農村の共生・対流を通じた地域活性化の取組に対する支援の強化
 - 都市と農村の交流活動などを通じた農村地域の活性化を一層推進するため、「都市農村共生・対流総合対策交付金」について、集落や農業者グループ等が行う食の交流会や直売など小規模な活動に対してもきめ細かく支援するとともに、採択地区数の拡大を図るための予算を確保すること
- ◆ 地域資源を生かした食品加工や交通手段のない高齢者への宅配サービスなど、地域コミュニティの維持・活性化を図る取組を行う組織づくりなどへの支援制度の創設
 - 地域の個性的な資源を活かした交流促進や食品加工、高齢者等の買い物や宅配サービス等の取組やこれを先導する組織づくりに対して支援すること

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

- ◆ 農業者が再生可能エネルギーを活用するためのバイオガスプラント施設導入に係る初度的経費の軽減
 - 家畜排せつ物などを活用したバイオガスプラントや関連施設の整備に当たり、電力の固定価格買取制度と併用できる初度的経費の軽減措置を講ずること

[要望事項]

5 本道農業・農村の持続的発展に向けた 施策の総合的な推進

(1) 食の安全・安心の確保

- ◆ 原子力発電所事故に対応した農畜産物の安全・安心確保対策の推進
 - 本道で生産される農産物の安全・安心の確保のため、土壌等の環境モニタリングの充実など、国として万全な対策を実施すること
 - 農畜産物等の円滑な輸出のため、諸外国の輸入規制への適切な対応や正確な情報の発信・PRなどについて、国の責任において積極的に取り組むこと
- ◆ 遺伝子組換え作物等に関する適切な施策の推進
 - 正確な情報を国民に積極的に提供すること
 - 表示など流通に関する制度や安全性確保の取組の充実を図ること
 - 一般作物との交雑・混入を防止するための厳格なルールを策定すること
- ◆ 加工食品の原料原産地表示の充実
 - 対象食品を拡大するとともに、外食における表示義務化など制度を充実すること
- ◆ 食品のトレーサビリティシステム導入促進に向けた支援対策の拡充
 - トレーサビリティシステム導入に関する手引書の品目拡大と普及を推進すること
 - トレーサビリティシステムの信頼性を確保するため、DNA鑑定などを活用した識別・検証手法の開発を推進すること
- ◆ 牛トレーサビリティ制度の円滑な推進
 - 牛トレーサビリティ制度の円滑な推進に必要な予算の確保を図るとともに、牛個体識別システムの有効活用を推進すること
- ◆ 牛肉の安全・安心の確保
 - 飼料規制やSRMの除去を柱とするBSE対策の有効性について、広く国民に対して丁寧な説明を行うこと
 - 非定型BSEを中心とした調査研究を拡充・強化すること

- 長期的な展望に立ったBSEのリスク管理のあり方に関する工程表を作成し、公表すること
 - BSEに関連し、牛肉の安全・安心に係わる新たな問題が確認された場合は、速やかに適切な措置を講ずること
 - BSE関連対策について、引き続き必要な予算を確保すること
- ◆ 残留農薬基準値の適切な見直し
- 馬鈴しょの安定生産・供給に向け、ディルドリンの残留農薬基準値を適切に見直すこと
- ◆ 有機農業の取組拡大に向けた支援の推進
- 国が本年度中に見直しを進める「有機農業の推進に関する基本的な方針」に沿って都道府県や市町村が実施する有機農業の推進施策や有機農業技術開発に対する支援制度を充実すること

(2) 食料の安定供給の推進

- ◆ 北海道食料備蓄基地構想の実現に向けた施策の推進
- 災害時にも食料の安定供給を強力にバックアップする力強い農業生産体制を確立するための施策を推進すること
 - 再生可能エネルギーを活用した道産農産物の効率的な貯蔵を推進するための施策を充実すること
- ◆ 食料の安定供給に必要な生産・流通システムの整備の推進
- 食料の安定供給に必要な生産・流通システムの構築を計画的に推進するため、集出荷貯蔵施設など共同利用施設の整備に必要な予算を、当初予算を基本として、十分な総額を確保すること
 - 強い農業づくり交付金について、農産物集出荷施設のような大型施設を整備する場合、一部の畜産関連施設と同様に、事業実施期間を2年又は3年とすることができる特例を設けること
- ◆ 鳥獣被害防止対策の推進
- 鳥獣被害防止総合対策事業の十分な予算枠を確保するとともに補助メニューを拡大すること
- ◆ 農業生産資材（肥料・燃油等）の安定的な確保対策の推進
- 肥料や燃油など農業生産資材の安定供給の確保と価格の安定化を図ること

- 土壌診断に基づく適正施肥の推進や省エネルギー型機械・施設の導入促進など生産資材のコスト低減対策を推進すること
 - 農業に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置、農業用A重油に対する石油石炭税の免税・還付措置及び「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率の免除・還付措置を恒久化すること
- ◆ **バイオマスエネルギーの生産・利用等を促進する制度の整備**
- バイオ燃料の原材料となる作物の作付への支援やバイオエタノール生産拠点確立に向けた取組への支援継続、国産バイオエタノールの効率的な流通・販売体制の整備推進など生産から利用までの一貫した支援制度を確立すること

(3) 輪作体系を基本とする持続的な畠作の振興

- ◆ **輪作体系の維持・確立に向けた施策の推進**
- 耕畜連携システムの構築・運営や新たな高度機械化体系の確立等、適正な輪作体系の維持・確立に必要な支援策の充実・強化を図ること
- ◆ **小麦の生産拡大に向けた施策の推進**
- 実需者ニーズに対応した品種の早期育成に必要な予算を確保すること
- ◆ **馬鈴しょの安定供給に向けた施策の推進**
- 優良なシストセンチュウ抵抗性品種の早期開発・普及に対する支援策の充実とあわせて、地域が取り組む車両・コンテナ洗浄施設等の整備に対する支援策の充実を図ること
 - フレンチフライ向け等の国産加工用馬鈴しょの生産拡大に向けて、施設整備、栽培・加工・貯蔵技術の開発・普及に対する支援策の充実を図ること
- ◆ **てん菜の安定生産と消費拡大に向けた施策の充実・強化**
- 糖量の多い複合耐病性品種の育成・導入や計画的な排水対策などの支援の充実を図ること
 - 地域における低コストで省力的な生産体制の確立に向けた取組、機械の導入等への支援の充実を図ること
 - 消費者の砂糖に対する正しい知識の普及等を通じ、砂糖の需要喚起を図ること

◆ そば・なたねの生産拡大に向けた施策の推進

- そば・なたねの安定生産に向けて、需要の拡大と新品種の早期育成・普及や低コストで安定的な栽培技術の確立など、支援策の充実・強化を図ること
- なたねについて、なたね油を含めた需要喚起を図るほか、製油メーカーをはじめとする加工業者などの流通・加工段階に対する支援を行うこと

◆ 育成者権の権利保護対策の強化

- 輸入農産物による知的財産権侵害の監視対応について拡充・強化するとともに、税関の輸入差止申立要件の弾力的な運用や職権による無作為抽出・DNA分析の実現について検討すること
- 種苗法の規制対象となる加工品について、いんげんの水煮、「あん」を追加するとともに、2次加工品に含まれる「あん」についてもあわせて規制対象とすること

(4) 安定的な生産・出荷などによる園芸作物の振興

◆ 野菜価格安定制度の見直しなどによるセーフティネット機能の充実

- 野菜価格安定制度の資金造成における国負担割合の一層の拡大や地元の負担割合の弾力化を図るとともに、国民生活に影響が大きいたまねぎなどの重要野菜については、自治体の負担を伴わず運用できる制度へ見直すこと
- 「加工・業務用野菜産地作柄安定対策事業」については、需要に即した生産を基本に、生食用野菜から加工・業務用野菜への転換に資するよう、特にたまねぎについて、高畠栽培等の取り組みやすい技術の導入を要件とするなど、地域の実情に合った活用しやすい仕組みとすること

◆ 果樹経営に対する支援策の創設及び拡充

- 果樹の新規植栽に対する支援策を創設すること
- 酒造用ぶどうの生産安定に向け、果樹経営支援対策を拡充すること

(5) 自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産の振興

◆ 自給飼料生産対策の強化

- 良質な自給飼料の増産を図るため、草地の基盤整備予算の確保や植生改善に対する支援の充実、本道の厳しい気象条件に適した飼料作物の品種開発を推進すること

◆ 生産性の向上に向けた乳牛改良対策の推進

- 全国的な枠組みの中で進められている我が国の乳牛改良の持続的・安定的な推進に向け、国を中心とする推進体制を整備するとともに、乳牛改良に協力する農家や地域の関係機関の取組に対する支援に必要な予算を確保すること

◆ 肉用牛経営安定対策補完事業の推進

- 肉用牛生産の経営体質の強化を図るため、地域の実態に即した担い手の確保や優良繁殖牛の確保などへの支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること

◆ 国産牛肉新需要創出緊急対策事業の推進

- 乳用種等において脂肪交雑に依存しない牛肉に対する需要を創出するための事業の継続的な実施と必要な予算を確保すること

◆ 養豚経営体質強化対策の推進

- 養豚の生産基盤の維持と経営体質の強化を図るため、優良な種豚の導入による生産性向上の取組などへの支援に必要な予算を確保すること

◆ 海外悪性伝染病等の発生に備えた防疫対策等の強化

- 我が国最大の酪農・畜産地帯である北海道から安全な畜産物を安定的に供給できるよう、海外悪性伝染病等の侵入防止・まん延防止対策の強化を図ること

◆ 牛のヨーネ病対策の推進

- ヨーネ病清浄化対策推進のため、ヨーネ病の検査に係る生産者の経費負担への支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること

(6) 担い手の育成・確保の推進

◆ 経営体育成支援事業の推進

- 地域の中心的経営体等の経営発展を図るため、機械導入等への支援に十分な予算を確保すること

◆ 農業経営基盤強化資金の金利負担軽減措置の充実

- 農業経営基盤強化資金の全額国費による実質無利子化措置を継続するとともに、十分な融資枠を確保すること

◆ 農業者年金の掛け金に対する助成対象者の拡大

- 保険料の特例措置の補助対象者に、農業に従事している後継者の配偶者を追加すること

(7) 耕作放棄地対策の推進

◆ 耕作放棄地再生利用対策の推進

- 荒廃農地の再生利用を一層促進するため、本年度で終了する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を継続すること



平成 26 年度

国の施策及び予算等に関する

提案・要望

(水産・林業関係)

平成 25 年 11 月

北 海 道

間伐で未来につなぐ北の森



この提案・要望書は、間伐材を使用した用紙を使っています。

安全かつ良質な水産物の安定的な供給

北海道は、我が国最大の水産物供給基地となっていますが、近年、資源の減少や漁業者の減少・高齢化など、漁業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

このため、漁業者による資源管理を推進するとともに、漁業経営の安定や担い手対策、海獣被害対策の推進などの施策を通じ、本道の水産業・漁村が将来にわたり発展し、水産物供給基地としての役割を果たしていけるよう、次のとおり要望します。

1 トド等の海獣による漁業被害対策の充実・強化及び新たな補償制度の創設

- トドの採捕枠の拡大並びに駆除・追い払いなど漁業被害防止対策への支援の充実・強化に加え、海獣による漁具や漁獲物の被害、休漁による所得の減少など漁業被害に対する新たな補償制度を創設すること。

2 広域種における栽培漁業の効率的な推進

- ヒラメやマツカワなど道外にも回遊する広域種の栽培漁業の推進にあたって、種苗生産放流やその拠点となる施設の維持・補修に対し国の支援を充実すること。

3 担い手の育成確保の強化及び漁船の老朽化対策の推進

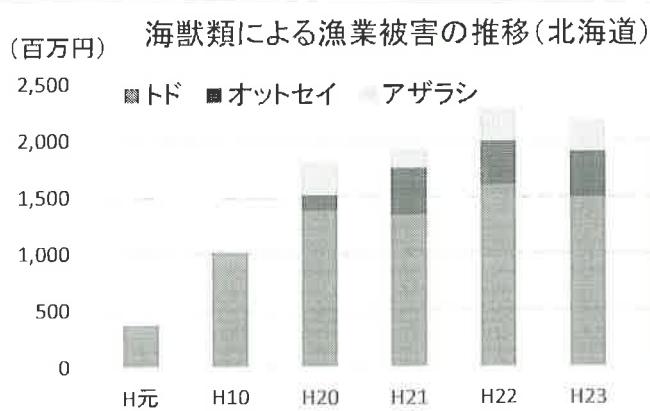
- 水産業の安定的な発展を図るため、漁船の更新が推進される「漁船漁業・担い手確保対策」をより多くの地域で活用できる支援制度とすること。また、漁業近代化資金の貸付限度額の引き上げと償還期間の延長を行うこと。

4 漁業者の経営安定対策の推進

- 一人でも多くの漁業者が「漁業共済制度」と「積立ぶらす制度」を活用できるよう、補償内容や参加要件の見直しなど、制度の充実・強化を図ること。また、燃油高騰対策として、漁業経営セーフティーネット構築事業においては、国庫負担割合の拡大など制度の拡充強化を図るほか、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置や軽油引取税の免税措置の恒久化等を行うこと。

5 韓国政府による水産物への輸入規制措置の解除

- 科学的根拠に基づいた冷静な対応を強く求めるとともに、韓国政府が我が国に課した規制が解除されるよう働きかけること。



◆被害金額(百万円)

	トド	オットセイ	アザラシ
H元	380	—	—
H10	1,023	—	—
H20	1,386	137	285
H21	1,354	411	154
H22	1,608	391	291
H23	1,498	406	270
H24	1,612	332	367

快適で住みよい漁村の構築

北海道は、国内の漁業生産の約4分の1以上を占める我が国最大の水産物供給基地であり、漁業生産の拠点となる漁港、漁場及び漁村の整備は、国民の豊かな食生活を支え、食料自給率向上に大きく貢献しています。

今後も本道水産業に求められている安全で良質な水産物を安定的に供給する役割を十分に果たしていくよう、次のとおり要望します。

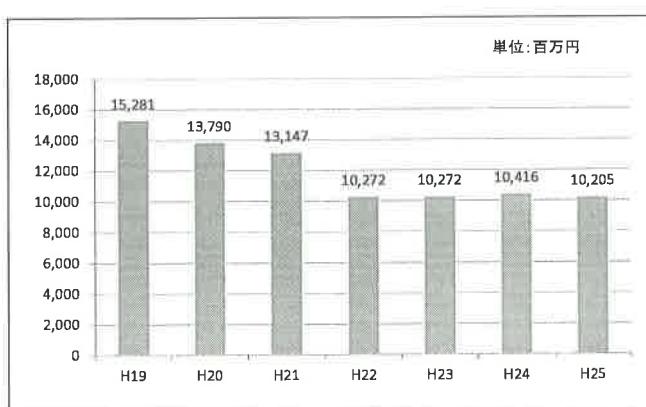
1 水産基盤整備事業等の計画的な推進

- 安全で良質な水産物を安定供給するため、水産物の品質・衛生管理を向上させる屋根付き岸壁や清浄海水導入施設の整備を促進するとともに、漁港施設の老朽化対策等を計画的に推進するための予算を確保すること。
- 豊かな生態系を目指した水産環境整備を促進するため、増殖場や魚礁などの整備に必要な予算を確保すること。

2 漁港航路・泊地の浚渫に対する支援制度の充実・強化

- 河口付近や砂浜地帯の漁港では、航路や泊地の堆砂により水深が浅くなり、船舶の安全な航行や円滑な漁業生産活動に支障を来していることから、浚渫に対する新たな支援制度を創設すること。
- 水産物供給基盤機能保全（ストックマネジメント）事業における対象施設の追加など、地域の実情に即した新たな支援制度を創設すること。

■本道の水産基盤整備事業の予算額の推移
(国費ベース)



■衛生管理型の屋根付き岸壁



森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化の防止や水源の涵養、木材生産など多面的機能の発揮を通じて、国民の生活や地域経済の活性化に重要な役割を担っています。

このため、森林の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮しつつ、「植えて、育てて、利用し、また植える」といった森林資源の循環利用を促進し、林業の成長産業化の実現に向けた取組が進められるよう、次のとおり要望します。

1 林業の成長産業化を実現するための予算の確保

○森林資源の循環利用を促進し、林業の成長産業化を実現するためには、道産木材を低コストで安定的に供給できる体制の整備や、建築・エネルギーなど様々な分野での木材利用の拡大を図ることが必要であり、平成21年度から措置されている森林整備加速化・林業再生基金を延長・拡充すること。

<道産木材の安定供給対策>

- ・定額助成による林業専用道などの路網整備への支援
- ・高性能林業機械等の導入への支援
- ・木材加工流通施設等の整備への支援

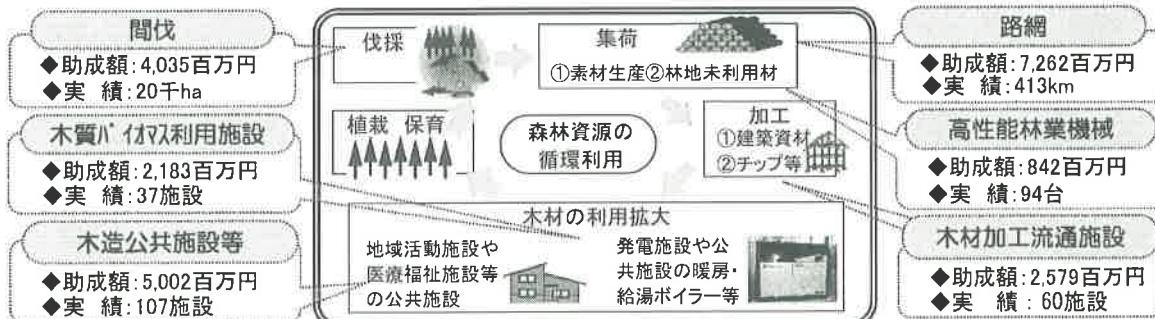
<道産木材の利用促進対策>

- ・木造公共施設等の整備への支援
- ・新たな技術・製品の開発などへの支援
- ・木質バイオマスのエネルギー利用施設等の整備への支援
- ・林地未利用材の搬出・運搬経費への支援

○木造住宅の建設を促進する「木材利用ポイント事業」について、次年度以降も継続すること。

<森林整備加速化・林業再生事業の効果（H21～H25までの実績）>

※H25分は実績見込み



地域の特性に応じた森林整備・保全

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、道民の安全で安心な生活を確保するためには、地域の特性に応じた森林の整備や荒廃山地等の復旧・整備や水源の涵養を図る保安林の整備などを適切に推進する必要があり、次のとおり要望します。

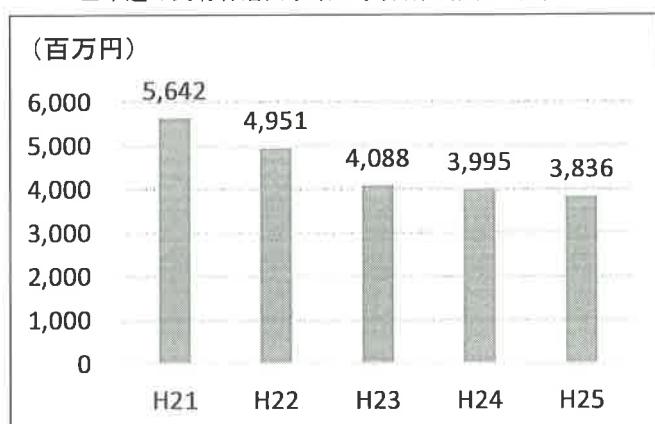
1 森林吸収源対策を推進するための財源の確保

- 「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付けることなどにより、森林整備の推進に必要な財源を安定的に確保するとともに、地方公共団体が森林吸収源対策を進めるための財源として活用できる仕組みを構築すること。

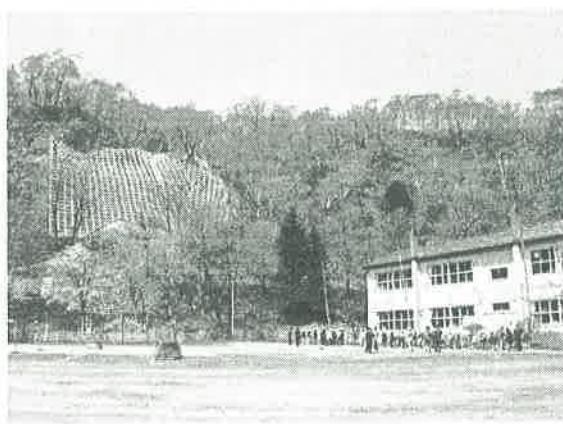
2 災害に強い森林づくりの推進

- 災害に強い森林づくりを推進するため、治山施設と森林整備を一体的に実施する治山事業に必要な予算を確保すること。
- 水源涵養を図る保安林の整備や津波に対する減災効果が実証された海岸防災林の整備などを推進するために必要な予算を確保すること。

■本道の民有林治山事業の予算額の推移（国費ベース）



■山腹崩壊を防止する山腹工（羅臼町）



ＴＰＰなどの国際貿易交渉への確固たる対応

農林水産業が、食品加工業や観光業などと密接に結びつき、地域の基幹産業となっている本道においては、仮に、主要農林水産物の関税が撤廃や大幅削減された場合、その影響は農林水産業のみならず、地域の崩壊にもつながることから、適切な国境措置の確保が必要です。

- TPP協定については、早急に、より具体的な情報提供を行うとともに、本道の農林水産業はもとより、本道経済や道民生活に影響が生じると見込まれた場合には交渉から撤退するなど、万全な対応を行うこと。
- TPP協定を含め包括的経済連携においては、コンブを始めとする主要農水産物を重要品目として関税撤廃の対象から除外し、また、木材の現行関税水準を堅持すること。
- 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮に必要なものが確保されること。

漁業生産への影響 (北海道水産林務部)

生産減少額 ▲ 446億円

林産物生産への影響 (北海道水産林務部)

生産減少額 ▲ 33 億円

■ 主要輸入水産物の関税率(H25)

魚種	関税率	備考
サ・マツ	3.5%	
カニ	10.0%	
コンブ	15.0%	
スケトウダラ	4.2~10.0%	関税率は製品によって異なる
イカ	3.5~5.0%	関税率は製品によって異なる
サンマ	10.0%	
タコ	7.0%	
タラ	4.2~10.0%	関税率は製品によって異なる
カニ	4.0%	
エビ	1.0%	
ニシン	6.0~10.0%	関税率は製品によって異なる
ブリ	10.0%	
サバ	7.0~10.0%	関税率は製品によって異なる
イワシ	5.0~10.0%	関税率は製品によって異なる
カツオ・マグロ	3.5%	

■ 主要木材の関税率推移

品目名		自由化完了時	ケネディラウンド	東京ラウンド	MOSS合意	UR合意
[引下げ期間等]		1964年	1968年	1980年	1987年	1995年
製材	マツ・モミ・トガヒ等	10	10	10	8	4.8
合板	熱帯木材14種	20	20	17~20	15~20	8.5~10
集成材	集成材	20	20	20	15	6
	構造用集成材	—	—	—	3.9	3.9

※UR合意後、関税率の変更無し

写

交通第229号
平成25年11月25日

北海道旅客鉄道株式会社
社長 野島 誠 様

北海道知事 高橋 はるみ

鉄道輸送における安全対策の徹底について（要請）

9月19日の函館線での貨物列車脱線事故を契機に、貴社においては、レール幅の広がりが基準値を超えていたことを放置していたことが判明し、加えて、国土交通省による特別保安監査の直前に、多くの現場部署において、基準値を超過していた検査データを、基準値内に収めるよう改ざんしていたことなどが明らかになったことは、鉄道事業の信頼性を根幹から揺るがす、過去に例を見ない深刻な事態であり、極めて遺憾であります。

事案の全容に関しては、国土交通省及び貴社において調査中ですが、道民の生命と財産を守る知事として、憂慮に堪えません。

こうした事態の深刻さを踏まえ、改めて、全ての鉄道施設の安全性を徹底確認するとともに、大きく損なわれた本道の鉄道輸送に対する社会的信頼を一刻も早く回復するため、次の点について早急に対応するよう強く求めます。

記

- 1 このたびの検査データ改ざんに係る事案について、徹底した事実解明を行うとともに、適切に保線管理を行うための現場体制を整えること。
- 2 特に、北海道新幹線新函館（仮称）開業と同時に経営分離される江差線の一部区間を管理する現場部署においても検査データの改ざんが判明したことは、並行在来線における安全運行体制を確保していく上でも重大な問題であり、貴社との経営分離に関する協議を進める前提として、保線はもとより、その他の鉄道施設の管理を含めた安全対策全般について万全な体制を構築すること。
- 3 多くの人命を預かる責任を担う公共交通機関であることを心に刻み、これまで行われた改善指示に基づく対応を迅速に進め、安全運行に万全を期すとともに、適切に利用者の方々に情報を提供すること。

（北海道総合政策部交通政策局）

攻めの農林水産業
推進本部
(農林水産省)

農林水産業・地域の活力創造本部

産業競争力会議
規制改革会議

「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱

農山漁村の有する
・ポテンシャル
(潜在力) の発揮

経営マインド
(経営感覚) を
持つ農林漁業者
の育成

新たなチャレンジ
を後押しする
環境整備

需要フロンティアの拡大 (国内外の需要拡大)

- 輸出促進、地産地消、食育等の推進

多面的機能の維持・発揮

- 日本型直接支払制度の創設
- 農山漁村の活性化

-東日本大震災から
の復旧・復興

需要と供給をつなぐ バリューチェーンの構築 (農林水産物の付加価値向上)

- 6次産業化等の推進
- 農業の成長産業化に向けた農協の役割

生産現場の強化

- 農地中間管理機構の活用による
農業の生産コスト削減等
- 経営所得安定対策、米の生産調整の
見直し

-林業の成長産業化

-水産日本の復活

農林水産業・地域の
活力創造・プラン



[今後の進め方]

- プランに示された基本的方向に基づき、食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討に着手し、当本部でフォローアップ
- 産業競争力会議及び規制改革会議の取りまとめを踏まえたプランの改訂(平成26年6月目途)
- プランの推進について政府としてフォローアップ

農業・農村全体の所得を今後10年間
で倍増させることを目指す。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の概要

平成25年12月11日
北海道農政部

I はじめに

農林水産業、農山漁村が抱える課題を解決し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現するための施策の検討に当たっては、

- ① 農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）の発揮
- ② 経営マインド（経営感覚）を持つ農林漁業者の育成
- ③ 新たなチャレンジを後押しする環境整備

の3点を基本に検討

本プランは、我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして取りまとめ

II 基本的考え方

農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、

- ① 国内外の需要（需要フロンティア）の拡大
 - ② 需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築
 - ③ 生産現場の強化
 - ④ 多面的機能の維持・発揮
- の4つの柱を軸に政策を再構築

III 政策の展開方向

1 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

<目標>

- 2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に倍増
- 学校給食での国産農林水産物の使用割合を2015年度までに80%に向上
- 今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加

<展開する施策>

- ① F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開
- ② 学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
- ③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

2 6次産業化等の推進

<目標>

- 2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
- 次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減
- 今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現
- 2018年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築

<展開する施策>

- ① 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、異分野融合研究の推進
- ② 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進
- ③ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- ④ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネルギーの導入促進
- ⑤ 食品ロス削減の推進

3 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

<目標>

- 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
- 今後10年間で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 今後10年間で、法人経営体数を5万法人に増加

<展開する施策>

- ① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- ② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
- ③ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靭化を踏まえた水利施設の整備等
- ④ 経済界との連携による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

4 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設

<展開する施策>

- ① 米の直接支払交付金の削減等
- ② 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設
- ③ 経営所得安定対策の見直し
- ④ 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用
- ⑤ 米政策の見直し
- ⑥ 米価変動補填交付金の廃止

5 農山漁村の活性化

<目標>

- 関係省庁との連携プロジェクトを展開し、平成32年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加

<展開する施策>

- ① 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進
- ② 優良事例の横展開・ネットワーク化
- ③ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
- ④ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
- ⑤ 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
- ⑥ 鳥獣被害対策の推進

6 林業の成長産業化

<目標>

- 2020年までに国産材の供給量を3,900万m³に増加（2009年：1,800万m³）
- 2013年度から2020年度までの間、毎年52万haの間伐等を実施

<展開する施策>

- ① C L T（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出
- ② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築
- ③ 適切な森林の整備・保全等を通じた森林の多面的機能の維持・向上

7 水産日本の復活

<目標>

- 2022年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
- 2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増（2012年：1,700億円）
- 2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年（2010年度水準）に向上（2012年：28.4kg/人年）

<展開する施策>

- ① 各地の浜における生産体制強化・構造改革に向けた取組の支援
- ② 水産業の輸出体制強化に向けた戦略的な取組の推進
- ③ 浜と食卓の結びつきを強化し、国産水産物の生産・消費拡大を図る取組を支援

8 東日本大震災からの復旧・復興

<目標>

- 津波被災農地について、2013年度中の復旧を目指すとともに、被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進
- 渔港施設、海岸保全施設については、2015年度末までに復旧を概ね完了

- 海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す
- 創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる

<展開する施策>

- ① 復興交付金等を活用した施策の推進
- ② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- ③ 風評被害対策のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図るための取組を推進

9 農業の成長産業化に向けた農協の役割

農協の自己改革の促進とあり方、役割等の見直しに向けた検討

IV 今後の進め方

1 食料・農業・農村基本計画の見直し

食料・農業・農村基本計画の見直しに着手する。見直しでは、将来のビジョンとして、担い手となる効率的かつ安定的な農業経営の姿を具体的に示すとともに、望ましい農業構造の姿を明確化

2 規制改革への取組

(1) 今後の農業改革の方向について

農業委員会、農業生産法人及び農業協同組合のあり方等については、規制改革会議において取りまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき議論を深化させ、来年6月に向けて、具体的な農業改革の推進について結論

(2) 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について

『「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について』に掲げる所管省庁は、それぞれに記載する措置を着実に実施

3 産業競争力会議における取組

企業ノウハウの活用や、6次産業化の推進、輸出促進といった付加価値・生産額の増加に向けた検討

規制改革会議と密接に連携し、諸課題について所要の検討

4 本プランの改訂及びフォローアップ

来年6月を目途に、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、本プランを改訂

本プランの農林水産政策については、進捗状況を的確にフォローアップ

V 具体的施策

資料1－8参照